修学旅行に備えて
安全で楽しくそして教育効果のあがるように

修学旅行の時期がまたやつてまいりました。すでに高等学校の関西旅行は大体終つたようですが、小、中学校の旅行はこれから行われようとしております。今年の修学旅行のうち宿泊を要するものでは、小学校三十四ヵ校のうち三十一ヵ校が実施し、三ヵ校が実施しないことになつております。行先は、赤倉方面（九ヵ校）会津若松方面（二十一ヵ校）瀬波方面（一ヵ校）で五月上旬から六月下旬にかけて実施されます。

一方中学校では十五ヵ校全部実施し、行先は東京、鎌倉、江ノ島方面（十三ヵ校）日光、東京方面（一ヵ校）赤倉方面（一ヵ校）で四月下旬から六月上旬にかけて実施されます。

さて修学旅行は勿論楽しいもので、一生の思い出となるものであります。在学中の最も印象深いものの一つでありましよう。

しかし旅行は楽しむためにやるのではなくて、大切な教育計画の一環として行うのであるということを、よくよく心にとめておかなければなりません。

昨年は紫雲丸の事件や岩手県のバス転落事件等があつて世論をさわがせました。修学旅行を実施するに当つて最も注意しなければならないことは「教育効果をあげるように」「安全で楽しい旅行ができるように」ということであります。このため学校では、教育的に最も有効であるための方策、輸送上の問題、宿泊上の問題、疲労防止の対策、事故防止の対策、伝染病や集団中毒防止の対策、児童生徒の旅行参加上の問題、引卒監督上の問題、経費経減の問題等について、文部省や県、市の教育委員会等の指導のもとに万全を期して計画に当り、周到な配慮を以て臨んでおります。

しかし立派な修学旅行を実施するには、各家庭からの協力がなければなりません。各家庭でどんなことに注意していただきたいかについては、学校からの連絡もあつてすでに十分ご承知のこととは思いますが、念のため次に述べておきます。

1、興味本位や娯楽主義に陥らぬよう、何事にも学習的態度で臨む。
2、身体に少しでも故障のある者は参加しない。
3、服装はできるだけ質素で軽装であること。
4、携行品はなるべく少くし、雨具、洗面具は必ず持参する。
5、小遣いは学校できめた制限をよく守る。
6、持物には必ず氏名を記入し、宿泊中や車中では常によく整理しておく。
7、持参する弁当や食べ物は腐敗しない簡易で軽量のものにする。
8、飲食前のうがいや手洗いを励行する。
9、飲食物を買うときは先生によく相談して、安心のできるものを買う。
10、水道以外の生水は飲まない。
11、旅行地の名産、おみやげ等は腐敗の心配のないものを買う。
12、暴飲暴食や不潔な飲食をしないように。
13、間食は過ぎぬように、特に車船中や夜間は気をつける。
14、車船の乗降は指示によく従つて、整然と秩序正しく行う。
15、車船内で転落等のおそれある個所に近寄らない。
16、車中では窓外に顔や手を出したり、窓から器物を投げたりしないように。
17、旅館や車船中では、喧噪無作法等の公衆道徳に反するような行動をしない。
18、夜間さわがしくして他人の睡眠を妨げるようなことのないように、消燈後は一斉に就眠し十分休養をとる。
19、旅館でベランダ、手すり等に寄りかかつたり、ふざけたりしない。
20、車船、道路、公園その他公共の場所を不潔にしない。
21、自由行動の場合は決して一人で行動しない。必ず五、六人一緒に行動する。又余り遠くへだつたり、集合時間におくれる等のことがないように。
22、刃物等の危険物を持参したり、購入したりしない。
23、危険な場所に近づいたり、つり橋をゆすつたりしない。
24、旅行中は何事も先生の指図に従い、事故の起きたときは勿論、どんな細かなことでも先生に申し出るようにする。

幸い新潟市の学校では、今まで事故という程の事件を起しておりませんが、今後も絶対に無事故で楽しいしかも教育的効果のあがる修学旅行ができるように、学校も家庭も相協力して色々工夫をし、注意を払つていかねばならないと思います。

必ず受けましよう
チフスの予防接種

夏季における恐るべき消化器伝染病はいろいろありますが、赤痢より更に悪性な腸チフス及びパラチフスは戦後皆様のご協力をいただき、その予防接種を全市民が受けられるようになつたため、新潟市において、昭和二十年に四七五名の患者がありましたが、昨年度は一三名に激減いたしました。しかしこの伝染病も各人が少しでも気をゆるめますと、爆発的に流行し、昨年の新潟大火のように手がつけられなくなり、ただ病魔の跳りように任せることとなります。この病気は毎年五月頃より十月頃迄に流行いたしますので、これに先立ち市民全員が予防接種で免疫をつけ、今年の夏をぶじに過したいと思います。市の保健所では、次のとおり腸チフス、パラチフスの予防接種を施行いたしますので自分自身のためのみならず、他の大勢の人達のためにも一人残らず是非最寄の会場で予防接種を受けられますようお願いいたします。

記

一、予防接種を受けなければならない者
満三才から満六十才迄の者（但し腸チフス、パラチフスの罹病者又は罹病したことのある者を除く）

二、料金
初回免疫　二〇円
追加免疫　一〇円
但し生活保護法適用者及び生活困窮者は嘱託員又は民生委員等の証明書を提出すれば免除されます。

三、注意
1、有熱患者、心臓並びに腎臓その他内臓に異状のある者、結核、糖尿病、脚気、病後衰弱者、胸腺淋巴体質の疑がある者、アレルギー性体質の者（せんそく、食餌性アレルギー等を有する者）妊産婦（妊娠六ヵ月までの妊婦を除く）等は予防接種を行わない。
2、相当こみ合いますから住所、氏名、生年月日、世帯主との続柄を書いた紙片をお持ち下さい。
3、前日に入浴し清潔な肌着を着用し、乳幼児は母子手帳をお持ち下さい。

◎予防接種日程表

会場	第一回 月日	第一回 時間	第二回 月日	第二回 時間	第三回 月日	第三回 時間
有明台校	五月十五日	自午前九時半 至正午	五月二十一日	自午前九時半 至正午	五月二十八日	自午前九時半 至正午
関屋校	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半
浜浦校	五月十六日	自午前九時半 至正午	五月二十二日	自午前九時半 至正午	五月二十九日	自午前九時半 至正午
鏡淵校	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半
白山校	五月十七日	自午前九時半 至正午	五月二十三日	自午前九時半 至正午	五月三十日	自午前九時半 至正午
礎校	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半
豊照校	五月十八日	自午前九時半 至正午	五月二十四日	自午前九時半 至正午	五月三十一日	自午前九時半 至正午
大畑校	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半
栄校	五月十九日	自午前九時半 至正午	五月二十五日	自午前九時半 至正午	六月一日	自午前九時半 至正午
湊校	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半
入舟校	六月七日	自午前九時半 至正午	六月十四日	自午前九時半 至正午	六月二十一日	自午前九時半 至正午
沼垂校	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半	〃	自午后一時 至〃三時半
東山ノ下校	六月八日	自午前九時半 至正午	六月十五日	自午前九時半 至正午	六月二十二日	自午前九時半 至正午
保健所	〃	自午前九時半 至午后三時	〃	自午前九時半 至午后三時	〃	自午前九時半 至午后三時
山ノ下校	六月九日	自午前九時半 至午后三時	六月十六日	自午前九時半 至午后三時	六月二十三日	自午前九時半 至午后三時
保健所	（各校区で二回目、三回目未完了の者）				六月三十日	自午前九時半 至午后三時

有明台・中野山保育園開園

かねて工事を急いでいました市立有明台保育園及び中野山保育園はこの程竣工し五月一日（中野山保育園は五月二日）からみなさん方のお子様をお預りしています。

有明台保育園は、有明台小学校に近接した堀割地区に美しい松の緑に囲まれ、敷地一八〇坪、建坪七五坪の木造瓦葺平家建で五名の職員がおります。

又中野山保育園は、石山地区の中野山小学校脇に建てられ、敷地、建坪、職員等は有明台保育園と同様です。この保育園の土地は地元の寄附によるものです。

私立旭保育園も完工

私立旭保育園（園長石黒光さん）は昨年十月の大火に類焼いたしましたが、子どもさんを抱えて働く家庭を見るに偲びず、再度保育園建設を決心されその熱意と努力の結果近代的の立派な保育園が完成し五月一日からお子様の保育にあたつております。

写真説明　上・有明台保育園　下・中野山保育園

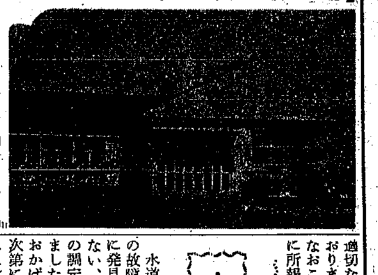

教育相談室
市立教育研究所
ご利用下さい

市の教育研究所は西堀の市役所別館二階にあります。

最近の教育にはいろいろな難しいことがありますので、この研究所では専任兼任の先生方十三人で理論と実際についての教育上の諸問題を研究しております。

今年度特に取り上げた研究問題としては、
一、新潟市における教育実態資料の蒐集
二、新潟市の本年度学校教育強調点である道徳性高揚の指導資料としての児童生徒の道徳意識調査
三、教科の標準問題の作成と学力調査
その他いろいろな問題の研究を計画しております。また沢山の教育図書を備えつけておりますし、学校や家庭の教育上の問題を持つておいでになる方々も多いのですが、それぞれの先生方で適切なお話を申し上げております。

なおこれらについては既に所報、新聞、その他の方法で紹介しておりますが何卒ご利用下さるようお願いいたします。

水道局よりお知らせ

水道局では常に量水器の故障や漏水などを早期に発見してその修理を行ない、そして正しい料金の調定につとめてまいりました。

おかげでこれらの故障も次第に減少いたしましたことは、ひとえに皆様のご協力の結果であり厚くお礼申し上げます。

さてこのたび給水装置の故障による漏水に対しては減額しないことになりましたのでお知らせいたします。

給水装置は皆様の所有でありますので、故障漏水などありましたときは直ちに局にご連絡下さいますようお願いいたします。もしも漏水などあつてそのまま放置しておきますと多額の料金をご負担願うことにもなりますので、このようなことのないよう特にご注意下さい。

簡易保険増強運動
市民生活の向上をめざして

簡易保険に加入することは、個人的には経済生活の安定と福祉の増進となり、公共的には保険料の積立金をもつて学校、病院、道路、水道、その他の建設、改修等が行われ、直接間接に私達の日常生活に役立つています。

今回全国的に展開された「自立促進貯蓄運動」の一環として、四月五月の二カ月間は大蔵省等の協賛のもとに「簡易保険増強運動」を実施中でありますので郵便局では市民の生活向上と公共事業の資金確保のため、皆さんのご協力をお願いしています。

農薬の危害防止
危い農薬の取扱い

これから農作物の害虫が発生すると、各地区で害虫防除作業が初まり、これに伴つて新農薬有機燐製剤（パラチオン剤等）による中毒事件も増加するものと見られます。厚生省では農繁期を前にして五月十五日から一ヵ月間有機燐製剤危害防止運動を実施することになりました。この有機燐製剤による中毒事故は、昭和二十八年は一、七五五件、二十九年は二、一九四件でしたが、危害防止運動の実施により昨年は一、四〇六件に減少しております。

この度県では「有機燐製剤による農作物の害虫防除実施要綱」を制定し事故の皆無を期しておりますので、農家の皆さんは害虫防除に当つて次の点を十分注意していただきたいと思います。

一、有機燐製剤を使用し農作物の害虫防除のできるものは、市町村、農業共済組合及び農業者の組織する団体であつて知事の指定をうけたもの以外個人等の使用は厳禁されています。
二、防除実施に当つては市町村長及び防除実施責任者は二日前から終了後七日までの間は、日時、区域、面積、その他必要事項を掲示板等により公示し、特に防除区域に期間中白地布に赤色で(毒)と記した旗又は標識を掲げることになつていますから、その区域には立入らぬよう又家畜を近づけぬように注意して下さい。
三、特定毒物使用団体は薬剤を倉庫或は土蔵の一面にけんろうで固定された容器に錠をかけ、その場所に「医薬用外毒物」と記載し保存すること。又薬剤の運搬には容器又は被包を用い漏れたり、落したり盗難のないよう注意が必要です。
四、薬剤の調整取扱にはゴム又はビニール手袋をはめること。
五、撒布する際は皮ふの露出面を少なくするため完全な手袋、長袖上衣、ズボン、マスク、ゴム靴等を着用すること。
六、薬剤が皮ふについたら石けんで十分洗うこと。
七、病弱者、過労者等抵抗力の少ない者は作業に従事しないこと。
八、作業途中で食事又は喫煙する場合は手、顔等石けんで十分洗い、食塩水でウガイをする等注意すること。
九、薬剤撒布は収穫予定の三週間前までに終了すること。
十、同一人の薬剤撒布作業は継続して長期間にわたり行わないこと。
十一、防除実施中、身体に異状を認めた時は、防除指導員の指示を受け直ちに医師の手当を受け保健所にも連絡して下さい。
十二、防除作業終了後直ちに使用した器具、着衣等を石けんでよく洗つて下さい。
十三、防除薬剤のあまりは必ず回収し前記三により一括保管し、又消費したときは、包装材料容器を安全な場所で焼却するか土中に埋没する。埋没は地下一米以上で地下水を汚染するおそれがない地中に埋め或は海面上に引き上げられ若しくは浮きあがるおそれがない方法で沈める等の処置をすること。

以上保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置し、害虫防除の実績を挙げ増産に励んで下さるようお願いします。